

出雲市市有林における森林 J-クレジット可能性調査及び計画書作成業務に係るプロポーザル
質問に対する回答書

1. 募集要領

番号	項目名	質問	回答
①	4. 参加資格 (P2)	(9) J-クレジット制度を熟知するとともに、クレジット可能性調査、森林管理プロジェクトの登録、クレジット認証申請事務、クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者であることについて、実績や経験とは、委託業務契約の実績や経験のみでしょうか？契約体系には条件は無いと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
②	4. 参加資格 (P2-3)	・参加資格について 募集要領 4. 参加資格の(9)・(11)に記載された「クレジット販売事務・発行事務」の複数実績を要件とする点について、現時点でこれを満たす事業者は制度上ごく少数に限られており、競争性が阻害されるのではと懸念しております。 市場が成熟段階にある場合は、一定の実績を基準に評価の密度を高める意図で間口を狭めることを理解できますが、本件のように J-クレジット制度含むカーボンクレジット市場が盛り上がる前の黎明期において、意図的に参加の間口を狭める設計は、制度や市場の発展にも逆行するものではないかと考えております。 特に「販売業務」に関しては、既存の実績そのものよりも、制度の変化を捉えた新たな販路の開拓や創意工夫の提案が重要と考えており、過去実績の有無を重視する現在の要件は、適切性を欠くのではないのでしょうか。 つきましては、要件設定の意図および、今後の見直しの可能性についてご見解を伺えますでしょうか。	ご指摘の点につきましてはご意見として承ります。 本市では、本業務において、確実にクレジットの創出から販売までを実施できる事業者からの提案を期待していることから、実績を有する事業者を参加条件としております。 また、今後の見直しにつきましては現時点で検討しておりません。

番号	項目名	質問	回答
③	4. 参加資格 (P3)	(12) 本業務に配置される担当者として、以下のいずれかの資格・経歴を有する者を1名以上配置することについて、いずれの資格も J-クレジット創出に必須ではないと認識しておりますが、今回貴市が希望される業務については資格がないと対応できない業務が存在するという理解で宜しいでしょうか？	本市では、本業務において、市有林が持つ多面的機能を検証し、森林 J-クレジットを創出できることを提案内容としております。 ポテンシャル調査の実施において、市の森林経営計画をもとにクレジットの創出量の見込みを算出することを業務内容としていますが、この中に①基礎データの収集・整理、②対象森林候補地の現地調査などの専門的な業務が含まれており、(12)でいずれかの資格・経歴を有する者の配置を求めています。
④	4. 参加資格 (12) (P3)	(12)に定められております、技術士や林業技師の資格・経歴を有する者を1名以上配置とありますが、弊社のこれまでの J-クレジットの創出支援実績から、外部の技術士や林業技師へアクセスすることが可能となっており、ご質問としましては、参加資格として当有資格者と直接雇用関係になくとも、参加資格として認められますでしょうか。	プロポーザルへの参加資格であることから、事業者の中に資格を有する者が所属していることが必要となります。
⑤	4. 参加資格、5. 欠格事項 (P2-3)	<u>・事業者に対する表明保証について</u> 新たな市場や制度のもとで先進的な事業を推進する際、提案事業者による過去の実績や取組内容に関する「表明保証」を求めることは、民間契約においても一般的な対応と認識しております。特に J-クレジット関連業務では、申請者に過失がない場合でも、支援事業者の知識・判断不足により審査上の不備が生じるリスクがあるため、信頼性確保の観点からも一定の確認措置は有効であると考えております。 本プロポーザルにおいて、こうした表明保証の規定が設けられていない理由や背景について、ご説明をいただけますでしょうか。 なお、他地域では、事実と異なる説明（例：プロバイダー登録がないと取り扱い不可とする虚偽申告）により、当該自治体が必要の不備を認め、内容を見直すに至った事例もございます。	参加資格の(11)において、「国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した森林由来 J-クレジット創出事業支援業務（クレジット可能性調査業務、プロジェクト登録申請事務、クレジット発行事務、クレジット販売事務の全て）で、当該業務の募集開始までの間に履行が完了した実績を複数有していること。」と定めておりますが、これによって事業者の信頼性を確保できると考えております。 また、「5. 欠格事項」(4)において、提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とすることにしています。

番号	項目名	質問	回答
		す。 こうした事態の再発防止という観点からも、一定の確認措置を設けることが、貴市にとっても適切なリスクヘッジとなるのではないかと考えております。	
⑥	10. 企画書の提出 (2) 記載内容及び留意事項 (P6)	企画書の作成に当たり、森林経営計画を拝見させていただいておりますが、ポテンシャル調査内容の提案をお示しするために、実際に施業を行われている出雲地区森林組合様、または施業を行う委託企業へ事前にヒアリングを実施させていただくことは可能でしょうか。	企画書の作成については、今回提示している森林経営計画を基本として作成をお願いします。出雲地区森林組合等への事前のヒアリングはご遠慮ください。
⑦	10. 企画提案書の提出 (P5-7)、18. その他 (P11) 仕様書 5. 令和7年度の業務内容、6. 森林J-クレジット登録後 (令和8年度以降) の想定 (P1-3)	・提案書の範囲について 今回の募集対象の令和7年度業務は、ポテンシャル調査とプロジェクト申請書作成にもかかわらず提案範囲が令和8年度以降を実施するために必要な提案内容となっております。 18. その他 (6) に、「提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする」の記載があります。 令和7年の業務を受注し、令和7年度以降の業務が確約されない場合、今回の提案はノウハウの流出につながりかねないため他応札企業も参加を躊躇するのではと懸念しております。8年度業務が確約されていない理由、およびこの提案構成にされた背景についてご教示いただけますでしょうか。	本業務において、全体のプロジェクト計画期間を8年間としているものの、個別業務契約に係る市の予算は年度ごとに議会に諮るため、予算が確保できなかった場合、個別業務実施時期の延期や中止となる可能性を否定できないためです。
⑧	13. 審査の方法 (6) 評価点の考え方 (P9)	・評価点の考え方について 評価項目として「J-クレジット・プロバイダー」登録の有無が設定されておりますが、現行制度では登録事業者は少数に限られており、実際に民間企業・地方公共団体がプロバイダー登録を必須とは考えていない状況と理解しております。	「J-クレジット・プロバイダー」に登録している事業者は、J-クレジット業務に精通している事業者と認識しています。 このことから、本業務において、市有林が持つ多面的機能を検証し、確実に森林J-クレジットを創出できること、創出

番号	項目名	質問	回答
		このような中、当該項目を評価対象とされた理由や、その制度的・実務的な根拠についてご説明をお願いいたします。 また、競争性や公平性の観点から、本項目が過度に特定の事業者を優遇する結果とならないか、ご見解をお伺いします。	したクレジットを効果的に、早期に、高価格かつ本市をPRしながら確実に販売できる提案が期待できると考えております。 なお、当該項目はあくまで評価項目の一つであり、参加資格としていないことから、過度に特定の事業者を優遇する項目には当たらないと考えております。
⑨	16. 再委託の禁止 (P10) 仕様書 5. 令和7年度の業務内容 (P1)	・再委託の禁止項目について 令和7年度業務の「対象森林候補地の現地調査」について、当社単独ではなく、森林組合や林業体等と部分的に連携して実施する可能性があると思定しております。 このような体制が、募集要領第16項に定める「再委託の禁止」に該当しないとの理解で問題ないでしょうか。 併せて、当該要領における「再委託」の定義や判断基準について、ご教示いただけますと幸いです。	ご指摘の内容につきましては、再委託には該当しないと認識しております。 再委託が「主たる業務」に該当するかどうかは個別・具体の条件ごとに判断します。

2. 仕様書

番号	項目名	質問	回答
①	仕様書 2. 対象地及び面積 (P1)	「別添「配置図」参照」とありますが、どちらで公表されておりますでしょうか。公表先をご指示いただけますでしょうか。	本プロポーザルへの参加資格を得られた事業者で、希望される場合にデータを提供します。
②	6. (3). ①個別業務委託契約及び費用負担等 (P3)	既にレーザー測量がある地域以外において追加でレーザー測量・実踏が必要になった場合も費用は貴市にご負担頂けるという認識で宜しいでしょうか？	航空レーザ測量を実施していない区域については、市で令和7年度中に航空レーザ測量を実施し、令和8年度中に森林地形解析及び森林資源解析まで完了する計画としており、解析に必要な実踏は、市が行います。
③	7. 提供資料及びその取扱い (P3)	(1) 提供資料 森林経営計画について、森林経営計画上は2003年からの施業が記載されていると思いますが、貴市にて保管されている過去の施業履歴保管期間（補助金交付申請書等がいつからあるか）を教えてくださいませんか？	市では、施業履歴に係る資料として、補助金交付申請に係る資料を平成28年度分から保有しています。また、森林経営計画に係る伐採等の届出書については、平成25年度分から保有しています。
④	7. 提供資料及びその取扱い (P3)	(1) 提供資料 森林簿について、保安林の面積を確認するために事前に森林簿のデータをご提供頂くことは可能でしょうか？ また上記提出が難しい場合、保安林の有無が確認できる別の資料をご提供頂けないでしょうか？	森林簿のデータについては、本プロポーザルの受注者に対してデータを提供します。 また、保安林の有無が確認できる別の資料については、①と同様とします。
⑤	7. 提供資料及びその取扱い (1) 提供資料 (P3-4)	航空レーザー測量について、貴市としては南部のみ保有との情報を頂いているが、例えば島根県で保有しているもの等、ご提供頂けるものはあるか。	航空レーザ測量については②のとおりです。 また、県には、相当なデータはないと伺っています。

3. その他

番号	項目名	質問	回答
①	—	施業履歴証明書類は保有されているか。	市では、施業履歴に係る資料として、補助金交付申請に係る資料を平成 28 年度分から保有しています。また、森林経営計画に係る伐採等の届出書については、平成 25 年度分から保有しています。
②	—	J ークレジットの認証回数に指定はあるか。	特にありません。創出に係る経費、クレジットの創出量及び販売額により、本市にとって有益なご提案をお願いします。
③	—	5 年に 1 度の計画作成（更新）の他、今回樹立されている計画について、途中での見直しは予定されているか。	森林経営計画については、施業に係る軽微な変更を毎年度実施しておりますが、抜本的な見直しは現時点では計画していません。